

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】令和1年11月7日(2019.11.7)

【公開番号】特開2019-163895(P2019-163895A)

【公開日】令和1年9月26日(2019.9.26)

【年通号数】公開・登録公報2019-039

【出願番号】特願2018-51832(P2018-51832)

【国際特許分類】

F 28 D 15/04 (2006.01)

F 28 D 15/02 (2006.01)

F 28 F 21/08 (2006.01)

B 22 F 3/18 (2006.01)

【F I】

F 28 D 15/04 G

F 28 D 15/02 106Z

F 28 F 21/08

B 22 F 3/18

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月28日(2019.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属粉末を含んでなる原料を基台上に供給する工程と、

基台上の原料を加熱して焼結体を得る工程と、を含むことを特徴とするウイックの製造方法。

【請求項2】

原料がバインダーを含んでなることを特徴とする請求項1に記載のウイックの製造方法。

【請求項3】

基台上の原料が当該基台と共に加熱されることを特徴とする請求項1又は2に記載のウイックの製造方法。

【請求項4】

基台が金属により形成されていることを特徴とする請求項1乃至3のうちいずれか一項に記載のウイックの製造方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本発明は、ヒートパイプ、ペイパー・チャンバー等の熱伝導部材(放熱部材)に使用されるウイックの製造方法に関し、特に、シート状のウイックを形成することが容易となるウイックの製造方法に関する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

しかしながら、従来のウィックの製造方法では、シート状のウィックを形成することが困難となる恐れがある。

本発明の課題は、シート状のウィックを形成することが容易となるウィックの製造方法を提供することにある。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を解決するために、第一の発明に係るウィックの製造方法は、金属粉末を含んでなる原料を基台上に供給する工程と、基台上の原料を加熱して焼結体を得る工程と、を含むことを特徴とする。

第一の発明に係るウィックの製造方法では、基台上に供給された原料を加熱することにより、焼結体が形成される。これによって、シート状の焼結体からなるウィックを形成することが可能となる。

ここで、基台としては、後述する枠体、トレイT、金属ベルト11a等が該当する。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

第二の発明に係るウィックの製造方法は、第一の発明に係るウィックの製造方法において、原料がバインダーを含んでなることを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

第三の発明に係るウィックの製造方法は、第一又は第二の発明に係るウィックの製造方法において、基台上の原料が当該基台と共に加熱されることを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

第四の発明に係るウィックの製造方法は、第一乃至第三のうちいずれか一の発明に係るウィックの製造方法において、基台が金属により形成されていることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

**【補正の内容】****【0009】**

本発明に係るウィックの製造方法によれば、シート状のウィックを形成することが容易となる。